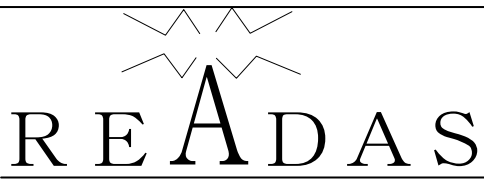


第 4696 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 3月27日 水曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 事業承継税制の改正

Q：今年度の税制改正では、事業承継税制が改正されたとか。どのようになったのですか？

A：要件の緩和、負担の軽減、手続きの簡素化が行われました。

【解説】

今年度の税制改正では、事業承継税制が、もっと多くの中小企業に利用されるようにと、要件が緩和、負担が軽減、手続きが簡素化されました。

主な内容は、次のとおりです。

- ①親族外の後継者にも適用できるようになった。
- ②雇用緩和要件が「毎年8割以上」から「5年間平均で8割以上」となった。
- ③贈与税の納税猶予で、「先代経営者が贈与時に認定会社の役員でないこと」とする要件が、「贈与時にその会社の代表権を有していないこと」となった。
- ④役員である贈与者が、認定会社から給与の支給を受けた場合は納税猶予が取り消しされたが、支給を受けても取り消しされないこととなった。
- ⑤経済産業大臣による事前確認制度が廃止された。
- ⑥株式不発行会社は一定の要件を満たせば、株券の発行をしなくても納税猶予の適用が受けられることとなった。
- ⑦適用対象となる資産保有型会社、資産運用型会社の要件が見直された。

